

目 次

第1章 特別支援学校(知的障害軽度)における主権者教育の推進にあたって

- 特別支援学校(知的障害軽度)における主権者教育の推進にあたって…… 6
- 学校における補助教材の適切な取扱いについて(通知)…………… 11

第2章 特別支援学校における主権者教育

- 特別支援学校(知的障害)における主権者教育の基本

監修 東京学芸大学教授 菅野 敦先生

- 1 基本的な考え方…………… 14
- 2 主体的な学びの環境づくり…………… 16
- 3 話し合いによる学習～選択問題への取り組み…………… 18
- 4 主権者教育への応用…………… 24

- 実例1 選挙制度の理解と選挙管理委員会による出前授業、模擬投票

監修 東京都立南大沢学園 山田 智博先生

- 1 選挙制度の理解①(1・2年生対象)…………… 34
- 2 選挙制度の理解②と模擬投票(2年生対象)…………… 41
- 3 選挙管理委員会の協力を受けての出前授業(3年生対象)…………… 51

●実例2 教員による立会演説会を活用した選挙制度の学習と模擬投票

監修 埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園

MT: 蛭川 拓人先生・近藤 渉先生

ST: 加藤 繭子先生・藤倉 知香先生

- 1 1コマ目: 選挙の基礎知識の理解と立会演説会……………58
- 2 2コマ目: 模擬投票と結果発表、まとめ……………69

<おことわり>

本書は特別支援学校(知的障害 軽度)での活用を想定しています。生徒の皆さんの理解促進を図るため、公職選挙法の規定と異なる表現を採用している部分があります。

第 1 章

特別支援学校(知的障害軽度)における 主権者教育の推進にあたって

特別支援学校(知的障害軽度)における主権者教育の推進にあたって

平成27年6月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。特別支援学校に在籍する生徒も満18歳以上の生徒は、有権者となります

特別支援学校では、これまでも教育基本法第14条第1項（良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。）を踏まえ、政治的教養を育むための教育が行われてきましたが、今回の選挙権年齢引下げを契機に、「主体的な選択判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく国家・社会の形成者としての資質や能力」を育むための、より実践的な教育が強く求められるようになっていきます。

これを受けて、すでに各地の特別支援学校で実践的な主権者教育の取り組みが行われており、その内容は次の3つに大別できます。

1. 選挙や政治に関する正しい知識を身につけるための学習
(例)・選挙管理委員会の出前授業を活用した学習 (P51参照)
・各校独自の教材やクイズを活用した学習 (P41、P58参照)
2. 模擬投票など現実の政治を題材とした学習
(例) 教員が候補者に扮した立会演説会と模擬投票の実施 (P58参照)
3. 生徒会選挙を通じて選挙の仕組みや投票方法を身につける学習
(例) 総務省・文部科学省
「私たちが拓く日本の未来」(指導資料P54、55)

■指導上の注意点

(1) 学校における政治的中立性の確保

実践的な主権者教育を行う上では、その指導内容が、意図的であるか否かにかかわらず、教育基本法第14条第2項が禁じる「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう十分注意する必要があります。具体的な注意点は次の4点です。

① 結論よりも議論の過程が大切であることを理解させる

現実の課題については、種々の見解があり一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であること、一般的に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わして合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すことよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させましょう。

② 様々な見解を提示する

多様な見方や考え方ができる事柄や未確定な事柄を題材として取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう、できるだけ様々な見解を提示しましょう。

③ 特定の事柄を強調しない、一面的な見解を取り上げない

指導にあたって、教員には中立かつ公正な立場で指導することが強く求められます。特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取り扱いとならないよう指導する必要があります。なお授業で補助教材を活用する場合には、「学校における補助教材の適切な取り扱いについて」（平成27年3月4日文部科学省通知、P11）にも留意してください。

④ 教員の個人的な主義主張を述べない

教員の言動は、生徒に大きな影響を与えることから、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することが求められます。

(2) 公職選挙法への留意

満18歳以上の生徒は選挙権を得ると同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことができるようになります。しかし、公職選挙法では選挙運動について様々な規制と罰則が定められています。そのルールを知らない生徒が無意識のうちに公職選挙法に抵触する違反行為を犯してしまう可能性は十分考えられます。原則として年齢に関係なく認められている「政治活動」と満18歳以上の者にしか認められない「選挙運動」の違い、禁止されている主な選挙運動などをわかりやすく説明し、生徒が選挙違反を犯さないよう指導を徹底しましょう。

特別支援学校(知的障害)における主権者教育の基本

監修 東京学芸大学教授

菅野 敦先生

1 基本的な考え方

特別支援学校(知的障害)において、政治やそのプロセスの1つである選挙の仕組みを学習するにあたっては、個々の生徒の状態(物事への理解の程度、コミュニケーションの状況、社会生活への適応状況等)を踏まえ、さらに学校の状況に即して指導目標や指導方法を個別に設定する必要があります。

特に知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識が断片的になりやすく、実生活の場で応用できにくいことが挙げられます。そのため、主権者教育を行うにあたっては、個々の生徒の卒業後の生活を見据えて、より実生活に関連をもたせやすい指導目標や指導内容を選定することが大切です。

特別支援学校学習指導要領では、特別支援学校(知的障害)高等部で学ぶ各教科の内容について、生徒の知的障害の個人差が大きいことを踏まえ、学年別ではなく、2つの段階に分けて示していますが、主権者教育との関わりが大きい社会科では、1段階と2段階にそれぞれ次のような内容を明記しています。

■ 特別支援学校(知的障害)「社会科」内容 ■

- 1段階**
- ① 相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たす。
 - ② 社会や国にはいろいろな決まりがあることを知り、それらを適切に守る。
 - ③ 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。
 - ④ 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。
 - ⑤ 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。

⑥ 外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事に関心をもつ。

2段階

- ① 個人と社会の関係がわかり、社会の一員としての自覚をもつ。
- ② 社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。
- ③ 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。
- ④ 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。
- ⑤ 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。
- ⑥ 各種の資料を活用し、外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事について知る。

このうち、主権者教育で扱う政治や選挙に関連する記述としては、1段階②の「社会や国にはいろいろな決まりがあることを知り、それらを適切に守る」、2段階②の「社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす」が挙げられます。

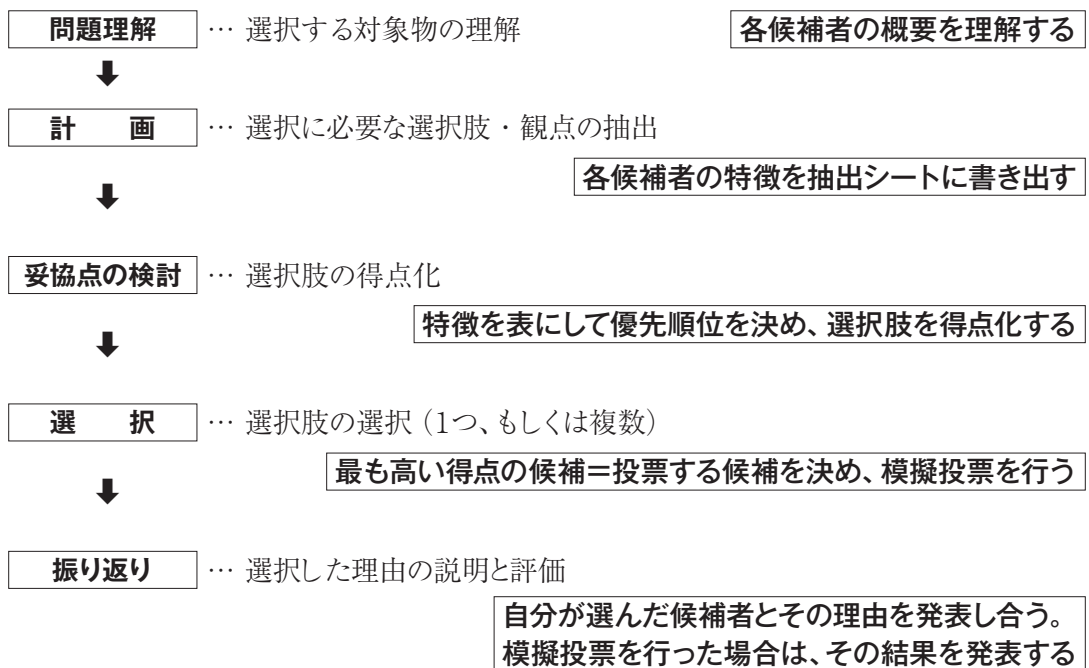
つまり、政治や選挙に関する法や制度を知識として学ぶだけではなく、候補者の選択、投票行動など具体的なアクションを通じて自身の実生活に生かす力を培うことが求められているのです。

政治や選挙に関する知識を身につける学習はこれまでも各特別支援学校で行われてきました。今後は、これに加え、生徒らが自分の意思や判断によって自覚的に学ぶ、主体的な学びを取り入れた主権者教育の充実を図っていかねばなりません。

4 主権者教育への応用

3で例示した選択問題への取り組みを主権者教育に応用しましょう。例題では選択肢が昆虫でしたが、ここでは架空の市長選挙の候補者を選択肢とし、生徒一人ひとりが自分の投票する候補者を1人選択することとします。

なお、架空の候補者の概要（人物像、政策等）は、教員が用意しておきます。
学習の進め方は3と同じく、次の流れで行います。



1 問題理解

教員が用意しておいた候補者の概要（人物像、政策等）を表記したプリントを配布し、それをもとに「要素抽出シート」を作成します。シートは黒板に書くなどして、生徒全員が共有できるようにします。なお、選挙の争点は、生徒が普段から興味関心を持っている問題、生徒にとってわかりやすく、身近な問題を取り上げるようにします。その意味で、題材とする選挙は国政選挙よりも身近な地方選挙を選ぶ方がよいでしょう。

【例】 対象となる選挙：〇県〇市の市長選挙

選挙の争点：老朽化した学校の建替、原発問題、公園の整備

A候補

- ・ 30歳
- ・ 男性
- ・ 政治経験なし
- ・ 学校の建替に賛成
- ・ 原発反対派
- ・ 公園の整備に反対



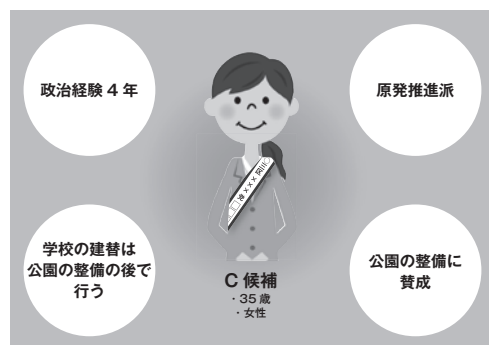
B候補

- ・ 50歳
- ・ 男性
- ・ 政治経験20年
- ・ 学校の建替に反対
- ・ 原発反対派
- ・ 公園の整備は学校建替をしなければ行わない



C候補

- ・ 35歳
- ・ 女性
- ・ 政治経験4年
- ・ 学校の建替は公園の整備の後で行う
- ・ 原発推進派
- ・ 公園の整備に賛成



2 計画

観点ごとに要素を表に記入し、各候補者の共通点・相違点を視覚化します。生徒たちに各候補の特徴を自由に発言させましょう。下の表を黒板等に貼り（または書き）、生徒の発言をもとに教員が特徴を書き込んでいきます。

観点 \ 候補者	A	B	C
若さ			
政治経験			
見た目			
学校建替			
原発			
公園整備			



観点 \ 候補者	A	B	C
若さ	30歳	50歳	35歳
政治経験	なし	20年	4年
見た目	普通	嫌い	好き
学校建替	賛成	反対	条件付きで賛成
原発	反対	反対	推進
公園整備	反対	条件付きで賛成	賛成

3 妥協点の検討 選択肢の得点化を行います（プリントでの個人ワーク）。

① 観点の優先順位を決める

観点ごとに自分で候補者をランキングしてみましょう。

観点 \ 候補者	A	B	C
若さ	位	位	位
政治経験	位	位	位
見た目	位	位	位
学校建替	位	位	位
原発	位	位	位
公園整備	位	位	位



優先順位

原発反対・学校建替賛成・公園整備賛成＞若さ・経験＞見た目

観点 \ 候補者	A	B	C
若さ	1位	3位	2位
政治経験	3位	1位	2位
見た目	2位	3位	1位
学校建替	1位	3位	2位
原発	1位	1位	3位
公園整備	3位	2位	1位

② 選択肢の得点化（プリントでの個人ワーク）

観点ごとの配点を決めます。ランキングの順位が高いほど、配点が高くなるように設定しましょう。さらに各自の優先順位に応じて配点倍率を設定します。各候補の得点は表に書き込み、視覚化します。

実例2 教員による立会演説会を活用した選挙制度の学習と模擬投票

監修 埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園

教諭 MT：蛭川 拓人 先生・近藤 渉 先生

ST：加藤 繭子 先生・藤倉 知香 先生

羽生ふじ高等学園は、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、一般就労率100%を目指す高等部単独の特別支援学校で、農業技術科と生活技術科に軽度の知的障害がある計約120人の生徒が在籍しています。学園では平成27年から教員による独自の主権者教育を実践しています。ここでは、平成28年に全学年生徒を対象に行った単元「選挙について勉強しよう!」の概要を紹介します。同単元は計2コマ（1コマ50分）連続で行われ、次のような内容をコマごとに分けて実施しました。

- (1) 1コマ目：選挙の基礎知識の理解と立会演説
- (2) 2コマ目：模擬投票と結果発表、まとめ

1 1コマ目：選挙の基礎知識の理解と立会演説会

授業の 「特別活動」の時間1コマ50分

位置づけ ※ 平成28年夏の参議院議員通常選挙に合わせ、同年6月27日に実施

ねらい 選挙に関する基礎知識を理解し、選挙への意識を高める

- 準備するもの**
- ・スライド資料（パワーポイント、講義で使用、P62～65）
 - ・○×ブザー（1つ、講義内のクイズで使用）
 - ・演説原稿（立会演説で使用=教員が使用）
 - ・たすき（候補者数分、立会演説で使用）
 - ・演説台とマイク（候補者数分、立会演説で使用）
 - ・公約説明資料
（パワーポイント、立会演説で使用、P66）
- 実施場所** ふじホール（集会室）
- 指導上の注意**
- ・生徒の集中力を維持するため、視覚教材（スライド）を用いて、クイズ形式で講義を進行する。
 - ・事前に「選挙学習についてのアンケート」（P61）を実施して、生徒に教えるべきポイントを探り、講義内容に反映するようにする。（平成27年度に実施）
 - ・立会演説の候補者、主張内容ともに授業のための架空のものであることを明言し、理解させる。
- 進め方**
- 講義「選挙について」（25分）
パワーポイントの資料（P62～65）を用いて主に次の内容について解説をする。
 - ・選挙期間中の禁止事項
生徒が関わりそうなものを中心に上げる
 - ・選挙の種類について
本授業直後に行われる参議院議員選挙についても言及
 - ・期日前投票について
投票期間、投票時間等について
 - ・投票用紙の書き方
個人名を書く場合と政党名を書く場合があることを説明（比例代表選挙）